

○学校警察連携制度運用要領の制定について(通達)

(平成 28 年 4 月 20 日岡少第 146 号／岡務第 330 号／岡生企第 328 号／岡地第 182 号／岡刑企第 223 号／岡交企第 205 号／岡指第 240 号／岡公第 86 号警察本部長例規)

改正

平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号

令和 2 年 2 月 3 日岡少第 37 号、岡務第 80 号、岡生企第 89 号、岡子女第 24 号、岡地第 37 号、岡刑企第 49 号、岡交企第 55 号、岡指第 33 号、岡公第 20 号

令和 3 年 1 月 14 日岡少第 19 号、岡務第 28 号、

岡生企第 24 号、岡子女第 15 号、岡地第 22 号、岡刑企第 19 号、岡交企第 30 号、岡指第 30 号、岡公

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

第 6 号

令和 4 年 3 月 16 日岡務第 291 号

令和 4 年 5 月 31 日岡少第 193 号

令和 4 年 12 月 2 日岡少第 342 号

令和 5 年 7 月 11 日岡刑企第 265 号

令和 7 年 3 月 14 日岡務第 243 号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、学校警察連携制度運用要領を別添のとおり制定し、本日から施行することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、効果的な運用に努められたい。

なお、学校連絡措置制度の実施について(通達)(平成 17 年 4 月 15 日岡少第 118 号、岡指第 138 号、岡務第 95 号、岡生企第 291 号、岡刑企第 68 号、岡交企第 115 号、岡公第 57 号例規)は、廃止する。

別添

学校警察連携制度運用要領

第 1 趣旨

この要領は、学校と岡山県警察(以下「警察」という。)が児童生徒の非行防止及び犯罪被害防止のために必要な情報を共有し、一体となって児童生徒の健全育成及び安全確保を図る制度(以下「学校警察連携制度」という。)の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。)であって、岡山県内に所在するものをいう。

- 2 学校連絡 学校と警察が相互に行う、児童生徒の非行防止及び犯罪被害防止のために必要な情報の提供をいう。
- 3 対象少年 学校に在籍する者(高等専門学校に在籍する者にあっては、第1学年から第3学年までの者に限る。)であって、学校連絡の対象となるものをいう。

第3 学校連絡責任者等

学校警察連携制度の適正な運用を図るため、生活安全部少年課(以下「少年課」という。)及び警察署に学校連絡責任者を置き、少年課にあっては次長を、警察署にあっては生活安全課長(生活安全第一課長及び生活安全刑事課長を含む。)をもって充てる。

なお、学校連絡責任者を補佐するため、少年課及び警察署に学校連絡補助者を置くことができるものとし、少年課にあっては課長が指定する者を、警察署にあっては少年警察を担当する巡査部長以上の警察官及び少年育成官をもって充てる。

第4 警察から学校に対する学校連絡

1 学校連絡の基準

警察から学校に対して行う学校連絡は、学校連絡の対象少年一覧表(別表)左欄に掲げる少年種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる連絡対象の基準により実施するものとする。

なお、対象少年の住所地は、岡山県内外を問わないものとする。

2 対象少年を認知した場合の報告

(1) 警察本部の職員が認知した場合

警察本部の所属の職員が学校連絡の対象となる事案を認知した場合は、少年課の学校連絡責任者又は学校連絡補助者(以下「学校連絡責任者等」という。)に報告するものとする。

(2) 警察署の職員が認知した場合

警察署の職員が学校連絡の対象となる事案を認知した場合は、自所属の学校連絡責任者等に報告するものとする。

3 学校連絡の要否の判断

対象少年の認知報告を受けた学校連絡責任者等は、当該事案の取扱者等から事案の詳細を聴取し、事後の指導の必要性、効果等を総合的に検討した上で、学校連絡の要否を判断するものとする。ただし、特異な状況が認められる場合は、所属長に報告の上、関係所属と協議をして措置するものとする。

4 保護者等への事前通知

(1) 事前通知要領

学校連絡責任者等は、学校連絡を行う必要があると判断した対象少年のうち犯罪少年、触法少年、交通違反等をした少年、ぐ犯少年及び不良行為少年(以下「犯罪少年等」という。)について、あらかじめ保護者(当該対象少年に対して法律上監護教

育の義務がある者及び当該対象少年を現に監護する者をいう。以下同じ。)に対し、学校に連絡する旨の事前通知を必ず行うものとする。

なお、対象少年が少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 62 条第 1 項に規定する特定少年である場合は、本人に対して通知するものとするが、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて通知することは差し支えない。

(2) 事前通知の際の注意事項

対象少年が犯罪少年等である場合は、原則として保護者(対象少年が特定少年の場合は本人。以下(2)において同じ。)の同意を必要としないが、保護者に対して学校警察連携制度の趣旨を十分説明し、できる限り理解と協力を得るよう努めること。

なお、対象少年が犯罪被害少年又は善行少年である場合は、保護者に連絡することにより、対象少年の生命、身体及び財産に危害が及ぶと認められる場合を除き、保護者の同意を得た上で、学校連絡を行うこと。

5 学校連絡の方法

学校への連絡は、学校連絡責任者等が行うものとする。

連絡は、書面では行わず、電話又は直接口頭によることとし、学校連絡実施者として官職氏名を名乗り、学校警察連携制度に基づく学校連絡である旨を明確に伝えること。

6 学校連絡の相手方

連絡の相手方となる学校側の関係者は、校長、副校長、教頭、補導担当教諭等の対象少年の指導について責任ある立場にある者とし、あらかじめ学校側と調整して限定しておくこと。

7 学校に連絡する事項

学校に連絡する事項は、次のとおりとする。

(1) 対象少年の人定に関する事項

対象少年の住所、氏名、学年、クラス等当該対象少年を特定できる事項

(2) 事案の概要等

連絡を要する事案の発生年月日、事案の概要、警察による今後の措置予定等

(3) 指導上の参考事項

学校における指導、支援等を行う上で参考となる事項

8 学校連絡記録票の作成

学校連絡を実施した場合は、その経過を明らかにしておく必要があることから、学校連絡記録票(様式第 1 号)を作成して所属長の決裁を受けること。

9 学校連絡の時期

学校に対する連絡は、次の基準に基づき、緊急を要する場合を除き、通常の執務時間内に行うものとする。

(1) 強制事件(交通関係事案を含む。)

逮捕後、速やかに連絡するものとする。

ただし、当該事件捜査に支障がある場合はこの限りではないが、支障が解消した後は、速やかに連絡すること。

(2) 任意事件、触法事案、ぐ犯事案、不良行為事案及び交通違反等の事案

事件又は事案を送致、通告又は処理した後に連絡するものとする。

ただし、学校関係者と早期に連携を図る必要があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害関係

事件捜査の進行状況、被害内容、当該少年の精神状態等を総合的に勘案して時期を選定し、連絡するものとする。

(4) 善行関係

善行内容等が明確となった時点で時期を選定し、できる限り早い機会に連絡するものとする。

第5 学校から警察に対する学校連絡

1 警察署が学校から相談又は連絡を受ける事案

(1) 学校内外における交友関係等により、悪質重大な犯罪に発展するおそれのある前兆事案

(2) 学校内外における集団暴行事案又はこれに発展するおそれのあるいじめ、暴力行為等に係る事案

(3) 学校内外において、児童生徒の安全を確保するため、警察との連携が必要であると認められる事案

(4) 病気、けが等の正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒の安全が確認できない事案

(5) 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案

(6) 児童生徒の非行その他問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長等が警察署長等との連携を必要と認める事案

2 学校からの学校連絡に対する措置

学校からの学校連絡を受理した場合は、学校連絡受理記録票(様式第2号)を作成して所属長の決裁を受けるとともに、今後の方針等について検討の上、当該対象少年等に対する適切な措置を執るものとする。ただし、受理した内容について、岡山県警察安全相談事務取扱要領の制定について(通達)(平成14年11月25日岡県応第69号例規)の規定により相談受理票を作成した場合は、学校連絡受理記録票の作成は要しない。

なお、学校からの学校連絡の内容が犯罪行為又は触法行為に該当する場合は、速やかに捜査又は調査を行うとともに、被害者の保護等が図られるよう必要な措置を執るものとする。

第6 実施上の留意事項

1 適時適切な対応

学校警察連携制度に基づく学校連絡及び学校連絡を受けての対応については、時機を失すことなく、適切に行うものとする。

2 適正な情報管理

学校警察連携制度により相互に提供された情報については、個人情報を含むものであることから、その情報を適正に管理し、制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

3 継続的な連携

学校連絡を実施した後も、学校と継続して緊密な連携を図り、適切な事後措置が講じられるように配意するものとする。

4 善行少年に対する賞揚

善行少年については、人命救助等に顕著な功労が認められる場合における岡山県警察表彰規程(平成23年岡山県警察訓令第15号)に基づく表彰制度及び警察署長等による善行少年表彰制度による積極的な賞揚に努めるものとする。

第7 報告

各所属において作成した学校連絡記録票、学校連絡受理記録票及び相談受理票は、それぞれ写しを1部作成し、少年課に送付するものとする。

第8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
学校連絡記録票	作成した所属	3年
学校連絡記録票の写し	少年課	3年
学校連絡受理記録票	作成した所属	3年
学校連絡受理記録票の写し	少年課	3年

別表

学校連絡の対象少年一覧表

[別紙参照]

様式第1号

学校連絡記録票

[別紙参照]

様式第2号

学校連絡受理記録票

[別紙参照]

別 表

学校連絡の対象少年一覧表

少年種別	連絡対象の基準
犯罪少年 触法少年	<p>事案種別</p> <p>強制事件 ○ 身柄を逮捕した場合</p> <p>任意事件 触法事案</p> <p>① 凶悪事件、凶悪事件に発展するおそれのある事件（侵入盗、粗暴犯、不同意わいせつ等）、公務執行妨害事件等の悪質・重大な犯罪の場合</p> <p>② 計画的・組織的な事件、被害が甚大な事件等の社会的反響が大きい犯罪の場合</p> <p>③ その他事案の軽重を問わず、同じ学校の生徒間における人間関係を背景として行われた事件、登下校中に行われた事件等、学校生活に密接に関係し、学校における再非行防止上の事後指導等が必要であると認められる場合</p>
交通違反等をした少年	<p>強制事件・任意事件にかかわらず、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 暴走行為に起因した交通（死亡、重傷）事故</p> <p>② 共同危険行為等の禁止違反、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過運転等の悪質・危険な交通違反</p> <p>③ 危険運転致死傷事件</p> <p>④ 岡山県暴走族の追放の促進に関する条例（平成14年岡山県条例第63号）違反</p> <p>⑤ その他特に学校における事後指導等が必要と認められる交通事故に係る業務上過失致死傷事件、道路交通法違反及びその他の交通法令違反</p>
ぐ犯少年・ 不良行為少年	ぐ犯・不良行為の要因等が学校生活に関係し、かつ、複数回補導されている少年等で、学校による事後指導等が必要であると認められる場合
犯罪被害少年	少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第8号に規定する被害少年、同条第9号に規定する要保護少年及び同条第10号に規定する児童虐待を受けたと思われる児童で、学校での支援や措置が必要と認められる場合
善行少年	<p>① 人命救助、犯罪防止・検挙、災害防止・鎮圧活動等において、善行が認められる場合</p> <p>② その他社会奉仕活動等の善行を行い、学校への連絡が必要と認められる場合</p>